



介護支援サポーター活動でいきいき元気！！

介護支援サポーターキャラクター
「ながつきい」

～介護支援サポーター大募集～

流山市では、高齢者の積極的な社会参加を通じた介護予防の取組みを推進することを目的とした「介護支援サポーター事業」を実施しています。

いつまでも住み慣れた地域で生き生きと生活を送れるように介護支援サポーター活動に参加してみませんか。

【事業の対象者】

介護支援サポーター登録申出書の提出時に流山市の介護保険の第1号被保険者（65歳以上）で、かつ、要介護・要支援の認定を受けていない方です。

【事業の概要】

この事業は、介護支援サポーターとして登録を行った65歳以上の方が、ご自身の体調や都合に合わせて、市内の特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの介護保険施設で、サポーター活動（見守り、話し相手、レクリエーションの補助、配膳など）を行った場合に、その活動実績に応じた活動評価ポイントを受け取ることができるほか、そのポイントを活動評価ポイント転換交付金（以下「交付金」といいます。）や「流山ながぼんWAON」カードポイントに交換できる制度です。

①介護支援サポーターとして登録します。
※登録申出書の提出の後、養成講座(日程は裏面参照)の受講が必要です。



②活動先の施設・事業所を選んでサポーター活動をスタート！スタンプを集めましょう。(活動1時間につき1スタンプ。1日2スタンプまで)

【活動先となる施設・事業所】

市内特別養護老人ホーム、
デイサービスセンター、
グループホーム等の介護
保険施設・事業所



介護予防
流山でいきいき

交付金又は「流山ながぼんWAON」カードポイントに交換

③年度末に貯まったスタンプをポイントに交換しましょう。さらに、ポイントは、交付金又は「流山ながぼんWAON」カードポイントに交換できます。

1時間＝1スタンプ＝100ポイント＝100円

※交換は1,000ポイント単位となります。年間最大で5,000ポイント分まで交換できます。

※「流山ながぼんWAON」カードポイントの場合は、20%相当のポイントを上乗せする特典があります(交換数限定)。

流山市介護支援サポーター事業は、流山市からの委託を受けて流山市社会福祉協議会が行っています

【サポーター活動の内容】

介護保険施設等での・・・

利用者の見守り、話し相手、お茶出し・食事・おやつ等の配膳や下膳、レクリエーション等の活動の指導及び補助、洗濯物の整理整頓、施設（事業所）の催事に関するお手伝い（模擬店、会場設営、芸能披露等）、職員の指示や職員とともに行う軽微かつ補助的な作業（花壇の手入れ、草刈り、シーツ交換、ドライヤーかけ等）等

★介護保険施設等とは、流山市内に所在する次の介護保険施設、事業所をいいます。

介護保険施設、通所介護、通所リハビリ、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

※平成30年3月現在で、市内の69の施設・事業所が、受入れ施設として登録しています。

【活動でスタンプを集めましょう。・・・活動評価ポイント→交付金等への交換】

活動を行うとサポーター手帳に1時間で1スタンプの押印が受けられます（1日2スタンプが上限）。貯めたスタンプ数に応じて、活動評価ポイントが決まり、さらに1,000ポイント単位で、交付金や「流山ながぼんWAON」カードポイントに交換できます。なお、ポイント及び交付金等への交換の受付は、平成31年3月1日から3月25日までとなります。

スタンプ数 (活動実績)	交付金等への交換可能な活動評価ポイント	交付金額	「流山ながぼんWAON」 カードポイント (20%の上乗せ)
1～9個	なし	0円	0ポイント
10個	1,000ポイント	1,000円	1,200ポイント
20個	2,000ポイント	2,000円	2,400ポイント
30個	3,000ポイント	3,000円	3,600ポイント
40個	4,000ポイント	4,000円	4,800ポイント
50個以上	5,000ポイント	5,000円	6,000ポイント

注意 ※一人あたりの交換可能な活動評価ポイントは、繰越分も含め、5,000ポイントまでです。

※いずれも、介護保険料を滞納していると受け取れません。

「流山ながぼんWAON」カードポイントは、交換人数に限りがあります。

【介護支援サポーター登録方法】

- ① 裏面の「介護支援サポーター登録申出書」に必要事項を記入し、流山市社会福祉協議会に提出してください（郵送、ファックス、メール可）。あるいは市高齢者支援課でも受け付けています。
- ② 登録申出書の提出後、サポーター活動をするためには、介護支援サポーター養成講座（1日）の受講が必要です。受講希望者には流山市社会福祉協議会から案内書を送付します。



(裏面もご覧下さい)

【平成30年度 介護支援サポーター説明会及び養成講座の開催日程】

【説明会の開催日時及び会場】

4月13日(金)	10:00~11:30	流山市ケアセンター
6月13日(水)	10:00~11:30	東部公民館
8月16日(木)	10:00~11:30	南流山センター
10月19日(金)	13:00~14:30	初石公民館
12月11日(火)	13:00~14:30	北部公民館

※説明会は、介護支援サポーター制度の仕組みや内容を知っていただくためのものです。
※参加は任意です。

【介護支援サポーター養成講座の開催日時及び会場】

5月25日(金)	9:45~16:00	流山市ケアセンター
7月24日(火)	9:45~16:00	東部公民館
9月6日(木)	9:45~16:00	南流山センター
11月16日(金)	9:45~16:00	初石公民館
1月15日(火)	9:45~16:00	北部公民館

※やむなく開催日に変更がある場合は、該当者にご連絡し調整させていただきます。

なお、日程等は市の広報紙や、ホームページに随時掲載いたします。

また、サポーター登録申出書の提出は、随時受付けています。

【サポーター活動先の手配について】

養成講座修了時に、サポーター手帳とともに受入機関一覧表が交付されますので、ご自身の意向に沿った活動先・活動内容を選択して、受入機関に活動の受入れを申し込んでください。

【サポーター活動開始時期】

養成講座終了後（登録証を配布します）受入機関にて活動できます。事前にお電話の上、活動を始めてください。（初めての方は見学のみも可能ですので各受入機関にお問い合わせください。）

【活動中の事故に係る保険について】

皆さんに安心して活動していただけるよう、損害賠償保険（サポーター保険）に加入しています。保険料は市が負担します。

【お問い合わせ先・申出書提出先】

- ◆流山市社会福祉協議会 流山市ボランティアセンター TEL 04-7159-4939
(〒270-0157 流山市平和台2丁目1番地の2) FAX 04-7159-4736
Mail volcen@nagareyamashakyo.com
- ◆流山市役所高齢者支援課 TEL 04-7150-6080

《活動しているサポーターさんの声》

- ・週1回しかお手伝いできませんが、利用者さんとおしゃべりをしながら楽しんでいます。身体の続く限りがんばりたいと思っています。(女性:73歳)
- ・活動に参加できて本当によかったです。(男性:84歳)
- ・デイサービスセンターで週1回 1時間 入浴後のドライヤーかけや見守りを行っています。利用者さんの元気な顔を見るのが楽しみで楽しく活動しています。顔をみると元気が出ると言って下さる利用者の方に感謝です。(女性:79歳)

《養成講座の様子》



(宛先) 流山市長

流山市介護支援サポーター登録申出書

介護支援サポーター活動を行いたいので、次のとおり登録を申請します。

フリガナ									性別
氏名									男・女
住所	〒								
生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳)								
介護保険被保険者番号									
要介護(要支援)認定の有無	有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)								
緊急連絡先 (家族等で緊急時に連絡のとれる方を記入)	氏名 (続柄) 電話番号 ()								
【要介護認定資料の利用の同意】									
流山市介護支援サポーターの登録の可否の審査のため、介護保険の要介護(要支援)認定に関する資料を確認することについて同意します。									
本人氏名 _____									
◆ 車いす操作方法についての体験学習の受講を希望 する ・ しない									
経験者の方のみ車いす受講が免除されます。									
(しない) に○をつけた方は体験、資格などをご記入ください。									
◆ 特技・趣味並びにボランティア経験の有無及びその内容をお書きください。									
◆ 養成講座の希望日に○をお付けください。(決定次第ご案内をお送りいたします)									
第一希望	5月25日(金)	7月24日(火)	9月6日(木)	11月16日(金)	1月15日(火)				
第二希望	5月25日(金)	7月24日(水)	9月6日(木)	11月16日(金)	1月15日(火)				
いつでも良い									